

平成22年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成22年4月19日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	4月19日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 険 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	消防署長	鈴木 卓夫
		予防課長	大橋 清		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利
給食セン ター所長		長尾 彰夫			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)			
	1 4 番	奥 田 信 宏	1 5 番	猪 俣 二 郎

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第35号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第6 発議第5号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出について

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成22年第1回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様のお手元に「蟹江町次世代育成支援行動計画」が配付されておりますので、お願いいたします。

伊藤俊一君より、葬儀の際のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

2番 伊藤俊一君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

3月26日、27日に当たりまして、通夜並びに告別式を家族葬という形で行いましたけれども、私の不注意と申しますか、事務局長にその旨の連絡をせずにおったがために、皆様方に大変ご心配をおかけし、また、足を運んでいただきましたことにつきまして感謝とおわびを申し上げる次第でございます。

また、蟹江町さん、そして蟹江町議会さん、蟹江町互助会さんから多大なご芳志をいただきましたことを重ねて厚く御礼を申し上げまして、報告並びにおわびとさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。

(「だれの」の声あり)

私の身内で、義姉でありまして、私の女房の姉でございまして、同居しておったということとでこのようなことになりました。本当に申しわけございませんでした。

議長 大原龍彦君

ここで、4月1日付で機構改革並びに職員の異動がありましたので、順次自己紹介の発言を許可いたします。

伊藤政策推進室長からよろしくお願いいたします。

政策推進室長 伊藤芳樹君

自己紹介した。

総務部長 加藤恒弘君

自己紹介した。

民生部長 齋藤 仁君

自己紹介した。

教育部長 加賀松利君

自己紹介した。

産業建設部長 水野久夫君

自己紹介した。

上下水道部長 佐野宗夫君

自己紹介した。

総務部次長・企画情報課長 鈴木智久君

自己紹介した。

民生部次長・保険医療課長 上田 実君

自己紹介した。

民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

自己紹介した。

産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

自己紹介した。

消防長 山内 巧君

自己紹介した。

消防署長 鈴木卓夫君

自己紹介した。

環境課長 村上勝芳君

自己紹介した。

総務課長 江上文啓君

自己紹介した。

税務課長 服部康彦君

自己紹介した。

給食センター所長 長尾彰夫君

自己紹介した。

下水道課長 絹川靖夫君

自己紹介した。

子育て推進課長 鈴木利彦君

自己紹介した。

ふるさと振興課長 寺西隆雄君

自己紹介した。

まちづくり推進課長 志治正弘君

自己紹介した。

予防課長 大橋 清君

自己紹介した。

水道課長 伊藤 満君

自己紹介した。

書記 橋本浩之君

自己紹介した。

議長 大原龍彦君

ご苦労さまでした。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名いたします。

ここで、本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 黒川勝好君、お願いいたします。

議会運営委員長 黒川勝好君

それじゃ、関係委員の方、お願いいたします。

議長 大原龍彦君

休憩中に、各部長、次長並びに税務課長を除き、給食センター所長、消防署長、各課長の退席を許可いたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時06分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時37分)

議長 大原龍彦君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

ただいま行われました議会運営委員会につきましての報告をさせていただきます。

まず、協議事項の(1)番の平成22年第1回蟹江町議会臨時会の会期についてであります。本日1日のみとさせていただきます。

2番、諸般の報告についてであります。これは、欠員となっておりました選挙管理委員会委員の後任について、議長から報告をしていただきます。

(3)番、行政報告についてでございます。マリオン市との姉妹都市提携につきまして、

町長のほうから報告をお願いいたします。

(4) 番、議事日程についてであります。本日、議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしますが、議案上程後、審議、採決をいたします。

(5) 番、意見書についてでございます。お手元に配付されております「地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書」は、先月23日、議員総会におきまして全議員の総意が得られておりますので、本日採択することいたしました。よろしくお願いいたします。

(6) 番、平成22年第2回蟹江町議会臨時会の招集請求についてであります。議会運営委員会に諮問されておりました議長からの臨時会招集請求(5月13日開議)につきまして審議をいたしました結果、異議ないものとしたので、よろしくお願いいたします。

会議に付議すべき事件につきましては、議会常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、議会広報編集委員会委員の選任でございます。

3番、その他につきまして、議会互助会の開催についてであります。本臨時会閉会後に、議員互助会役員会及び議員総会を開催いたします。協議内容は、21年度の事業報告及び収支決算と22年度の事業計画及び収支予算についてでございます。その後、「まちなか交流センター」の内覧について当局より要請がありましたので、互助会総会終了後に現地へ集合をお願いいたします。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(9番議員降壇)

議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 大原龍彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番奥田信宏君、15番猪俣二郎君を指名いたします。

議長 大原龍彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長 大原龍彦君

日程第3 「諸般の報告」を行います。

4月1日付で、宇佐美智選挙管理委員の後任に、後藤純哉補充員が選挙管理委員会委員に

就任されました旨の通知がありましたので、報告いたします。なお、任期につきましては、平成24年12月21日までですので、お願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第4 「行政報告」を行います。

横江町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長 横江淳一君

それでは、議長にお許しをいただきましたので、先般の海外派遣交流事業につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

我々一行は、去る3月25日から31日までの7日間、姉妹都市提携調印及び中学生海外交流派遣を目的に、アメリカ合衆国イリノイ州マリオン市を訪問いたしました。

訪問したその日はストームに見舞われまして、すごい雨、風の中、現地に到着いたしました。現地では、1時間40分ほど、予定よりおくれたにもかかわらず、ロバート・バトラー・マリオン市長並びに関係者の皆様方の大歓迎を受けまして、すぐ中学生はそれぞれのホストファミリーのもとへ行くことになり、そこで簡単な話し合いが行われました。

その日はそれで就寝いたしましたが、調印式におきましては、現地時間の翌3月26日午後4時から、マリオン市の庁舎シティーホールで行われました。当町からは、私そして議会議長、商工会の会長、同副会長、マリオン市側からはロバート・バトラー市長並びに市議会議員、商工会の役員、会長さん、それから在シカゴ日本国の総領事館の副領事も出席いただきました。また、自治体国際化協会CLAIRニューヨーク事務所の次長及び所長補佐、それから、アイシンホールディングスのアメリカ副社長並びにアイシンエーアイ前社長の遠藤さんの列席のもと、私と大原議長、バトラー市長、グリードル市議による協定書の署名が行われ、無事調印式を終わることができました。

調印後、市庁舎センターホールの前に大きな時計台がございますが、友好の始まりといたしまして、アメリカ国旗・星条旗それからマリオン市の市旗と並行して、日本の日の丸であります日章旗と蟹江町の町旗が掲揚されました。商工会のメンバーさん等々につきましては、その後、いろいろな工場、施設を見学するほか、アイシン精機の関係の人、マリオン市の当局を交えて、長い間の意見交換ができることができました。大変有意義であったように思いますし、私自身も日章旗を見まして感涙の思いでありました。

また、アイシン精機の担当者の皆様方も、ちょうど2002年から設立にかかわり、まさか日本の国旗がこのマリオンに上がるとは思っていなかった。大変我々にとっても非常にこれから仕事がやりやすくなったという、そういうお褒めの言葉もいただきましたし、本当に友好のムードで調印式が終わることができました。

また、生徒12名はそれぞれのホームステイ先の家族で、4日間、実質ホームステイを送ったわけでありますけれども、まず一番最初に、初日にマリオン中学校を訪問いたしました。

ここはブラスバンドが大変有名であるということを知っていました。そして、ブラスバンドの演奏で迎えられたんですが、私といたしましては蟹中のほうがいいかなという、これは個人的な感想でありましたが、今度、後で申し上げますが5月8日に関係者の方が実はお見えになることが決定いたしました。そのときにまたブラスバンドで、我々でお迎えをいたそうかなと、こんなことを今思っているわけであります。

また、生徒たちには、アイシンの現地工場等々の山内という社長から、業務の内容から、今現在日本の企業でどのようなことがここで行われるかという詳しい説明等々ありまして、ディスカッションの時間も設けていただきました。30分ぐらいの時間でありましたが、生徒からは大変いろいろな興味深い質問がありまして、有意義な時間が過ごせたのではないかなと、こんなことを思っております。

あと最後には、特にアメリカではボランティアでいろいろなことが行われておりまして、地域によるボランティア活動も大変盛んである。地域住民と地元企業のかかわりが大変深いのであるということを知り、さらに我々としては考えさせられ、これから蟹江町もいろいろな企業そして町民の皆さんとさらなる協働を進めていかなければならない、こんなことを思っております。

5月8日の町制120周年記念事業におかれましては、関係者が多分2名ぐらいお見えになるというふうに聞いております。タイムスケジュールにつきましてはこれから詰めて、また議員の皆様方にご報告を申し上げ、そのときにまたご協力を賜りたいなと、こんなことを思っております。

大変短い説明ではありますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎であります。

今、町長の行政報告を伺いました。私も、実は商工会の関係者から報告を伺いまして、非常に大変な歓待を受けたと。今度、いつかわからぬけれども訪問の方が見える予定になっているけれども、マリオン市でも議会議員の皆さん出席していただいとというようなお話がありまして、議会としても、何らかの対応をお願ひできないだろうか、というようなお話がありました。ぜひ議長さん、議会も5月8日に見えるんですか、マリオン市からは、その際の歓迎集会が何かあるんじゃないかと思うんですけれども、議会としての対応もご検討をお願ひしたいなというふうに思います。

議長 大原龍彦君

ありがとうございました。

これで行政報告を終わります。

議長 大原龍彦君

日程第5 議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

27ページ、改正要点の内容で伺いたいと思うのでありますが、第35条の3の2ですけれども、ここでは「個人住民税の非課税限度額等の算定に活用するため、法に基づく各種扶養控除の見直しの後も、扶養親族に関する事項を把握できるように所要の措置を講じた」とありますけれども、その中に「主に年少扶養控除廃止等」となっておりますね。当初、民主党政権は、扶養控除全体を廃止しようというふうに思っておったんですけれども、国民の大反対という世論に押されて、扶養控除の中でも年少扶養控除、さらに特定扶養控除の廃止をやるということにしたようでございますね。全国で23万人くらいみえるんだそうでありますけれども、蟹江町ではどのくらいの影響があるのか。増税部分があるわけで、子ども手当は町の支給に入るわけじゃありませんので、つまり増税部分は蟹江町に影響があるわけですので、どんな影響があるのか承りたいと思うのであります。

それで、もう一つは、次の第1項でございますが、給与所得者に毎年最初の給与支給日、それぞれ最初の給与支給日というのは法的に統一になるのか、それぞれ会社によって最初の支給日というのは異なるのかいろいろあるというふうに思うんですが、最初の支給日というのはいつを指すのか。

あわせて、最初の給与支給日前日までに給与所得者が会社を経由して、つまり支払い者側を経由して報告義務を負わされているわけでありまして、これはどういうことになるのか。つまり、必要事項という中には、例えば給与明細やそういうものも入っているのかどうか。給与明細が入っているとすれば事前にはわからないわけで、つまりその会社に今もその所属者が存在していることだけを明らかにするためのものなのかどうか、その内容について伺いたいというふうに思うんです。

3つ目でございますけれども、30ページ、この条項は、つまり株式投資を促進するための、従来の小泉政権以来の考え方ですね。そういう考え方を引き継いで行われるものだと思いますけれども、「貯蓄から投資へ」という、このキャッチフレーズのもとに行われた内容を、国民の反撃もあったものですから、一部それをそらすために、年譲渡益あるいは配当益、100万円までを限度として300万円まで10年間非課税という新たな内容のものを導入したというふうに思うんですけれども、そして、いわゆる大資産家への減税措置は温存すると、こう

いう措置をとられたと思うんですが、非課税口座というものですね。「非課税口座内上場株式」とあるんですけども、これの内容を少し説明いただけませんか。よろしく願います。

税務課長 服部康彦君

まず初めの、扶養控除の廃止に伴っての影響ということでございます。

まず、年少扶養が、16歳未満の子供さんの扶養部分が廃止になることによりまして、蟹江町のほうでの影響ということでございます。うちのほうで調べさせていただいた関係では、まず影響が出てくるのは幼稚園の就園奨励費等の補助、そういったものに若干所得の関係から影響が出るのではないかというふうに考えております。それから、ほかに保険医療課と調査をさせていただきまして、特に所得税のほうからの影響でございますので、町からの影響はそちらの部分にはないかというふうに聞いております。

それから、今回の年少扶養の控除に伴いまして、町税のほうの試算をさせていただきました。こちらのほうにつきましては、単純に計算させていただいておりますので申しわけございませんが、蟹江町のほうに3月31日現在で実は6,031人の16歳以下の子どもさんがおみえになります。こちらのほうを単純に計算しまして約1億9,000万円、町のほうに税のほうが入ってくるということになります。

まず、扶養控除の申告書の関係で、最初の給与の日ということになりますが、これにつきましては、1月1日現在の1月の給与支払い日ということになってくることになります。

(発言する声あり)

ごめんなさい。1月に支払われる給料ということでございます。申しわけございません。

(「1月の支払いの給与」の声あり)

はい。

それから、3点目、非課税口座の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、金融商品の取引等に営業所が開設した非課税口座において管理される上場株式等に係る配当等の非課税口座の開設に属する年の1月1日から10年間に支払いを受けるべきものについて、個人住民税を課さないということになっております。そのほか、金融機関等への売り委託等による譲渡をした場合に、譲渡に係る譲渡所得について、これについても個人住民税は課さないということの内容でございます。すみません、よろしいでしょうか。

7番 小原喜一郎君

今、課長の答弁の中で、影響の関係ですね。特に他制度との関係で、幼稚園の就園奨励費云々ということをおっしゃったんですけども、これはそうじゃないですよ。国会等の論議を見ましても、町税条例のほかの制度に影響を与えるのは厚労省関係だけで21もあると、こう言っておるんですよ。厚労省のほかのところというと、例えば文科省、これは先ほどの就園奨励費がそうですよね。そういうふうに影響があるわけなので、増税と一言に言って、住

民税の増税ばかりじゃなくて、負担増が大きくあるということですね。

ちょっとそれじゃ私が言ってみましょうか、どういうところに影響しているかということ。申し上げますと、所得税、住民税の増税で負担増になるのは、ちょっと分けて言いますね。所得税の増税の影響を受ける主なものでいいますと、保育料、未熟児の養育医療制度一部負担金に影響する。小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額に影響する。結核にかかった子供の療育医療の一部負担金に影響する。特定疾患治療研究事業の自己負担限度額に影響する。

住民税増税の影響、今、課長が答弁されましたので言いますよ。影響を受ける主なものでいいますと、国民健康保険税、障害者自立支援制度の自己負担の上限などです。住民税が新たに課税されることによって、つまり今まで非課税だったのが増税に、この措置のことによって新たに課税されることになってしまう家庭も生まれるわけではありますが、新たに課税されることによって影響を受ける主なもの、医療費の自己負担限度額、介護保険料、介護保険の利用者負担上限額などが影響を受けるんです。

つまり厚労省関係だけで、政府の答弁、厚労省の答弁で、21、影響があるんだそうであります。私が調べた中でもこれだけあるわけなんですけれども、だから、単に住民税の増税だけじゃなくて、こういうような形で大きな影響を受けるということが、これは問題だというふうに思うんですけれども、この点については、あらかじめそういうふうに思っていたかどうかが、先ほどの答弁ではあいまいでございましたので、伺いたいというふうに思うんです。

それから、もう一つ、先ほどの3つ目の答弁です。非課税口座内上場株式というのは、つまり、例えば個人で株を買う。100万円までの配当ないしは100万円までの譲渡所得、これは口座という形で登録をあらかじめしておくのか、その株式を。どこそこの株式を何株ということであらかじめ登録しておくのか。それが10年間非課税になるのか、どういう内容のものなのか。つまり非課税口座内上場株式というのはどういうことなのかということをお伺いしておりますよ。

税務課長 服部康彦君

住民税の関係の影響を受けるものにつきましては、私どものほうでも、30件ほど実は確認しておるんですけれども、内容につきましては、国のほうも税源移譲等によりまして、各省庁での検討をするということを言っております、私ども税務課の一員として回答のしようがございません。申しわけございませんが、これについては私の意見と言われても回答できませんので、よろしく願います。

それから、非課税口座の関係でございますが、これにつきましては、居住者の方が非課税の適用を受けるためには、金融商品取引業者等の営業所に対し非課税口座の開設届に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより、平成24年から26年までの、各社において設

定された上場株式等の振替記載等に係る口座については非課税口座ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

7番 小原喜一郎君

つまり、なるほど、最初の答弁ですけれども、国会では関係する各省庁が、今後、一つは一定の対策を立てたり経過措置をとったりするということも答弁ではしているんですけれども、今もって具体的にはなっていないんですよ。そういう点で聞いておるわけでありましてけれども、しょうがないですね、そのぐらいいつかめていないようですので。

あと最後ですけれども、非課税口座なんですけれども、私聞きたいのは、つまりそれぞれ株式を持っていらっしゃるわけでしょう、買い取って。配当もいただくわけです。その配当も、どここの株式会社、どここの株式会社、いろいろ入ってくるわけなんです、特定のこの会社の株式とこの会社の株式というふうに口座でもってうたって、その分を非課税にしてもらうように登録するのか。ですから、100万円以上の利益のあるやつは外れるわけでしょう。それをどう区分けするのか、非課税措置を講ぜられる株式ですね。その辺のところはわからぬので聞いておるんですよ。それを、つまり口座の中に、どここの株式、どここの株式とうたい込むことによって、あらかじめ登録して、それについては非課税にするだとか、そんな措置を講じるのか、その辺がわからぬので伺っているんですよ。

税務課長 服部康彦君

申しわけございません。株式の中身につきましては、証券会社のほうが把握する部分でありまして、実は、毎年新設での投資額が100万円を上限にしております。先ほど言いました24年から26年までの間で、最高が300万円というふうにこれは規定されてありまして、1年間に100万円というのが目安になっておりますので、中での詳しいことについては、申しわけございませんが、私どもについても、どここの株式がということは把握しておりませんので、申しわけございません。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございますが、日本共産党は、本条例改正案に反対であります。

反対の要旨を申し上げるわけなんです、一つは、何といたしまして、新民主党政権の目玉であります子ども手当と高校授業料無償化の財源に充てるために、やむなく一部扶養控除廃止と、こういう措置がとられたことによる税条例の改正だというふうに思うんです。問題は、特定扶養控除の廃止というのは、かなりいろいろ複雑に影響するみたいなのなんですけれども、最高で、最も社会的に中心になっておる、また、子育ての重要な時期の人がどち

らかというと増税になって、そして実は低所得層は、特に顕著なのが非課税の家庭なんかは、丸々子ども手当は潤うわけですからこれは一番いいんですけれども、もう一つは、高額所得者が今まで限度額があって子ども手当をもらえなかったやつがもらえるようになるわけですから、児童手当ですか、これも潤うわけなんですね、丸々と。これは矛盾です。真ん中の層は増税になっちゃったということで、これがまずいな、よろしくないなということが反対の理由の一つであります。

もう一つ、私どもがよく言うんですけれども、根本的に国の財政が、今年度つまり2010年度の財政収入は37兆4,000億円ですけれども、2009年度に比較すると約9兆円も少ない、19.2%も減収になっているわけですよ。その根本的な原因は何かというと、財政収入の改革が、思い切った措置がとれないというところに最大の欠陥があるというふうに思います。つまり、民主党政権、当初例えば資産家と大企業優遇税制、改めて検討するようなことを言ったけれども、結局手が見つからないで、こういうところにしわ寄せを持ってきた財源づくりをやる、こういう結果に終わってしまっていることであります。ここが、私ども反対する一番大きな理由であります。日本経済の立て直しには全然つながらない、そして、しかも矛盾があるということであります。

もう一つの反対の理由を申し上げますと、先ほどの言う、証券に対する貯蓄から投資へという、これは小泉内閣のキャッチフレーズであります。これは今も続いて、民主党政権になっても続いているわけでありまして。結局、そういう本質的な内容が変わらぬものだから、そうかといって、一方で国民の非難があるものですから、小口の投資家に対する一定の減税措置をとって、それをてこにして温存する措置をとった、ここに問題があるように思います。つまり、大資産家と大企業優遇税制のところメスを入れることは、結局はできなかったということになるわけでありまして、ここに私どもが反対する大きな理由があるわけでありまして。

同時に、もちろん子ども手当、高校授業料の無償化の問題でも矛盾があるんですね。増税で、ちょっと申し上げたいと思いますけれども、質問では触れませんでしたけれども、例えば定時制高校だとかあるいは授業料を減免申請している家庭だとかということ、これは恩恵を受けられないんですよ、こういうところは。こういう問題もあるわけなんですから、こういう、つまり矛盾だらけということが3つ目の理由です。

日本共産党は、そういう観点から、結局は大企業に物が言えない状況を今も続けざるを得ない状況になっている、ここを日本共産党は何とか改めてほしいなと、そういうことを思いながら反対したいというふうに思います。

議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦です。

私は、この案につきまして賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の蟹江町税条例の一部改正をする条例の主な内容は、法に基づく各種扶養控除の見直し後も、町が扶養親族に関する事項を把握できるようにし、65歳未満の者の公的年金等にかかわる所得割の徴収方法を、原則として給与から特別徴収ができることとしました。また、たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていくなど所有の措置をするもので、国におきましても十分議論が交わされ、税制改正が実施されたものです。

蟹江町としましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会をつくっていくためには、町税の財源確保は重要なものと考えます。よって、本改正案については賛成をいたします。

議長 大原龍彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

日程第6 発議第5号「地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

9番 黒川勝好君

発議第5号 「地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年4月19日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、蟹江町議会議員、小原喜一郎、同中村英子、同奥田信宏、同高阪康彦、同松本正美でございます。

朗読をして提案にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書(案)でございます。

地方議会議員の年金制度は、地方議会議員互助年金法(昭和36年法律第120号)に基づき、

昭和36年7月に発足し、翌昭和37年12月に地方公務員共済組合法（現地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号））の中に組み込まれ、その後、幾多の改善が図られ現在に至っている。

この間、地方議会議員の年金制度は、議員の互助の精神にのっとった制度として議員及びその遺族の生活の安定を図る上で大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、近年の地方議会議員の年金財政は、平成の市町村合併の進展に伴う議員数の大幅な減少と年金受給者の高齢化に伴う受給期間の延びに加えて、低金利による積立金運用益の減収等により急速に悪化している。

年金財政の長期的安定化を図るため、平成14年と18年の2度にわたり大幅な掛金率・負担金率の引き上げと給付水準の引き下げが行われたものの、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し破綻が確実視されている。

また、現議員においては、掛金の引き上げや給付の引き下げはすでに限界に達しており、今後、地方自治法改正による地方議員数の上限撤廃や議会改革が一層進むことから、地方議会議員の総数は減少の一途をたどり、議員年金制度の財政悪化は更に加速することが容易に想像できる。

現在の厳しい経済情勢のなか、国及び地方の財政も極めて厳しいことから、議員年金制度を維持するための、これ以上の公費負担の増加は困難であり、また許される状況にない。

よって、政府に対し、地方議会議員年金制度の廃止を強く要望するとともに、廃止に当たっては、平成18年に廃止された国会議員互助年金制度と同様の措置を講じることとし、現年金受給者及び現職議員に対する十分な保障がされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年4月19日

愛知県海部郡蟹江町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

（9番議員降壇）

議長 大原龍彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 大原龍彦君

以上で、本臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。したがって、平成22年第1回蟹江町議会臨時議会を閉会いたします。

(午前10時35分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 大原龍彦

14番 議員 奥田信宏

15番 議員 猪俣二郎